

CAN DO



“可能性への挑戦”

第65号

金田会計事務所通信

【 緊急事態下での発見は 】

昨年の今頃、コロナは収束に向かい世の中は正常な状態に戻っていくのだと考えていました。しかし、現実にはワクチン接種が進んでも変異型の登場により感染は収まっていません。一方で在宅勤務、オンライン面談、クラウド利用など今まで遅れていたデジタル化の取り組みはあっという間に進みました。個人の生活でも現金中心の買い物がクレジットや電子マネーとキャッシュレスに変わり、amazon や楽天などのネット購入が多くなりました。後払いは資金管理ができないとか現物を見ないと不安だとか言っていました。慣れれば便利なものですね。

およそ人間の予想というのは当てになりません。希望していた通りに成ることは稀だとも言えます。逆に**思わぬ進展**もあるのが救いであるかもしれません。危機は眠っていた眼を開かせる特効薬で、まさしくピンチはチャンスとなります。その出張や交流会が売上にはあまり貢献していなかったとか、既存の商品やサービスに新しい利用方法を見つけたとか平時では分からなかったことを発見することができました。

思えば今まで物事に正面から真剣に対応してこなかったのかもしれませんが。そうしなくてもなんとかやっていけたからです。危機はそれを教えてくれる教師の役割を演じているともいえます。しかしそれは子供が親に勉強しろと叱られてやっとなりに向かうのと変わらないのではないのでしょうか。それでは主体的に継続的に取り組む習慣が身につかないこととなります。危機を契機に自分の考えや行動を改めることができなければせっかくのチャンスも意味さえなくなります。

今回の危機は我慢して通り過ぎるのを待つばかりではなく、目の前に起こった事象に顔を背けることなく果敢に挑み続ける姿勢をいかに日ごろから身につけていけるかが肝要であるということに気づかされます。

金田 康良

2021年9月



インボイス制度とは??

令和5年10月1日から**インボイス制度**が導入されます。



【インボイス制度とは?】

適格請求書等保存方式とよばれる所定の要件を記載した請求書を発行して保存する制度です。

簡単にいうと「仕入先が納税したことを証明する書類」です。

※インボイス(適格請求書)に記載が義務付けられる項目は下記の6点になります。

- (1) 適格請求書発行事業者の氏名または名称および**登録番号**
- (2) 取引年月日
- (3) 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- (4) 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜または税込)および適用税率
- (5) 税率ごとに区分した消費税額など(端数処理は一請求書当たり税率ごとに1回ずつ)
- (6) 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書	
(6) (株)〇〇御中	
××年11月分	
(2) 11/1	牛肉 ※
11/2	小麦粉 ※
⋮	
11/30	ビール
(3) ※ 軽減税率対象	
	5,400円
	2,160円
	⋮
	6,600円
	合計 87,200円
	うち消費税 7,200円
(4) (10%対象 40,000円)	(5) 消費税 4,000円)
(8%対象 40,000円)	消費税 3,200円)
(1) 登録番号 T124567890123	△△(株)

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業等に係る取引については、インボイスに代えて一定の記載事項が省略された簡易インボイスを交付することができます。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事株式会社
登録番号 T012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

スーパー○○

東京都...
登録番号 T123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥24
消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

※ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

(国税庁資料)

しかし、インボイスを発行するためには、納税地の所轄税務署で「**適格請求書発行事業者**」としての登録をしなければなりません。

令和5年10月1日以降の取引については、原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

※インボイスの注意点

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者の登録は、受けられません。

→ 登録を受けるには、課税事業者を選択する必要があります。

適格請求書発行事業者の登録は**令和3年10月1日**から開始されます。

令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、**令和5年3月31日**までに申請しないとイケません。

【インボイス制度導入による免税事業者への影響は？】

インボイス制度が始まると、適格請求書を発行できない免税事業者からの仕入は「仕入税額控除」が受けられないという問題が発生します。

これにより、取引先を適格請求書発行事業者へと変えられる事になるかもしれません。



取引停止とならないようにするには、「消費税課税事業者選択届」を税務署に提出して、課税事業者にならないといけなくなります。



【免税事業者が登録申請するには？】

令和5年10月1日を含む期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置がとられます。

経過措置

(例) 個人事業主や12月決算の法人が令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月31日	免税事業者
令和5年9月30日	〃
令和5年10月1日～	課税事業者となる

(令和5年3月31日までに、登録申請をして下さい)

原則

(例) 個人事業者や12月決算の法人が令和6年1月1日から登録を受ける場合

令和4年12月31日	免税事業者
令和5年12月31日	〃
令和6年1月1日	課税事業者となる

(令和5年11月30日までに登録申請をして令和5年中に消費税課税事業者選択届を提出)

※課税期間の初日の1ヶ月前までには登録申請を税務署へしないとけません。

免税事業者からの課税仕入に係る経過措置

期 間	適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入の取扱い
～5年9月30日	課税仕入等の税額×100%（全額）を仕入税額控除にできる
5年10月1日～8年9月30日	〃 × 80% 〃
8年10月1日～11年9月30日	〃 × 50% 〃
11年10月1日～	適格請求書発行事業者以外の者からの仕入は、原則として全額仕入税額控除の対象とはできなくなる。

【適格請求書発行事業者の登録番号】

法人番号がある場合はTから始まり法人番号が続きます。

個人事業主などはTから始まる13桁の数字が発行されます。

(文責:戸田)



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/